



鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補 認定基準

1. 主旨

(財)益富地学会館が認定する鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補制度は、鉱物の肉眼鑑定能力を養うことを目的とする。この認定基準に基づき、鉱物鑑定検定を実施する。

鉱物の肉眼鑑定は、野外での鉱物採集や調査研究において重要な地学的情報処理能力である。鉱物名はもちろんのこと、鉱物の特徴や地質の状況もその場で予測し、把握することができるのである。鉱物の組合せでできている岩石についても同様のことが言える。

肉眼による鉱物の観察を通して、鉱物の魅力に触れ、自然に親しみ、自然科学の楽しさを多くの方々に実感してもらいたい。この(財)益富地学会館認定の鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補認定制度が、生涯学習の一助となり、鉱物愛好の輪が広がっていくことを期待する。

2. 益富地学会館が認定する鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の等級

等級	鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補
鉱物鑑定士補 4～9級	<ul style="list-style-type: none"> ・下記5の認定資格・認定基準を満たす者。 ・鉱物とは何か・鉱物と岩石の違い・鉱物採集のマナーやルール・鉱物の分類や整理の仕方などを理解している者。 ・肉眼(ルーペ)の観察で、鉱物や岩石の識別ができ、その鉱物や岩石の性質や産地の特徴について理解している者。
鉱物鑑定士 1～3級	<ul style="list-style-type: none"> ・下記5の認定資格・認定基準を満たす者。 ・鉱物とは何か・鉱物と岩石の違い・鉱物採集のマナーやルール・鉱物の分類や整理の仕方などを理解している者。 ・肉眼(ルーペ)の観察で、鉱物や岩石等の識別に優れ、その鉱物や岩石の性質や産地の特徴について理解し、説明できる者。
名誉鉱物鑑定士	・(財)益富地学会館の運営に貢献し、鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補認定制度の普及に携わった者。
特別鉱物鑑定士	鉱物学に精通し、(財)益富地学会館に貢献した者。

3. (財)益富地学会館が認定する鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定取得により、指導に当たることができる活動内容

下記のすべての活動内容は、(財)益富地学会館を通じて、鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補として指導に当たることとする。

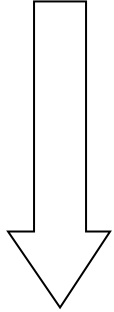
区分	認定取得による鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の活動内容
鉱物鑑定士補	・(財)益富地学会館主催の『かわらの石観察研究会』等の鉱物の肉眼鑑定に関わる研修会や採集会に指導に当たることができる。
鉱物鑑定士 (名誉鉱物鑑定士) (特別鉱物鑑定士)	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)益富地学会館主催の『かわらの石観察研究会』『鉱物鑑定会』等の鉱物の肉眼鑑定に関わる研修会や採集会に指導に当たることができる。 ・鉱物鑑定士補の鉱物鑑定検定や講習会等に指導に当たることができる。 ・(財)益富地学会館に鉱物鑑定の依頼があれば、鉱物鑑定に当たることができる。 ・(財)益富地学会館に鉱物や岩石に関する講義や授業などの依頼があれば指導教育に当たることができる。 ・鉱物鑑定士としての指導経験や指導実績は、鉱物鑑定士2級以上の認定に活かすことができる。(鉱物鑑定士2級以上の昇級あり。下記5の認定基準)

4. 鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補認定制度の組織

鉱物鑑定士委員会

鉱物鑑定士委員会は、以下の者で組織する。

- ・委員長：(財)益富地学会館 理事長
- ・副委員長：(財)益富地学会館 常務理事・相談役理事
- ・実行委員：(財)益富地学会館研究委員2名・鉱物鑑定士4名



- ・認定料・鉱物鑑定検定料・会場等の運営に関する決定
- ・「鉱物鑑定検定」の実施
- ・特別鉱物鑑定士・名誉鉱物鑑定士・鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定
- ・機関誌の発行

事務局

事務局は、(財)益富地学会館内に置く。

- ・「鉱物鑑定検定」の出願や認定申込の受付
- ・「鉱物鑑定検定」の結果や認定証の送付
- ・問合せの受付(下記8)

5. 鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定資格・認定基準

以下の認定基準 のどれか1つの項目すべてを満たす者。認定された者には、鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定証を発行する。

等級	認定基準 (検定合格)	認定基準 (申請・指導実績)	認定基準 (申請・推薦)
鉱物鑑定士補	9級 ・ 8級を受講した者。 (認定料は検定料に含まれる)		
	8級 ・ 8級検定に合格した者。 (認定料は検定料に含まれる)		
	7級 ・ 7級検定に合格した者。 ・ 規定の認定申請書を提出し 認定料を納めた者。		
	6級 ・ 6級検定に合格した者。 ・ 規定の認定申請書を提出し 認定料を納めた者。		
	5級 ・ 5級検定に合格した者。 ・ 規定の認定申請書を提出し 認定料を納めた者。		
4級	・ 4級検定に合格した者。 ・ 規定の認定申請書を提出し 認定料を納めた者。		

<p style="text-align: center;">3 級</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">鉱物鑑定士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3級検定に合格し、規定の認定申請書を提出した者。 ・ 鉱物鑑定士委員会で承認され、認定登録料 を納めた者。 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定の認定申請書を提出した者。(鉱物鑑定士 2名の推薦が必要である) ・ 400種以上の鉱物標本を所有している者、または管理している者。 ・ 鉱物鑑定士委員会で承認され、認定登録料 を納めた者。
<p style="text-align: center;">2 級</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">鉱物鑑定士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級を取得するにはまたは 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱物鑑定士 3級に登録されており、規定の認定申請書を提出した者。 ・ 鉱物鑑定士 3級として(財)益富地学会館主催の「鉱物鑑定検定」や野外採集会などの指導実績がある者。(ポイント制で合計100点以上) 「鉱物鑑定検定講師」10点 「鉱物鑑定検定補助」5点 「研究会や採集会講師」5点 「地学研究などの報文」5点 「地学研究などの論文」10～100点 ・ 鉱物鑑定や指導内容のすべては、(財)益富地学会館を通じて行うこととする。 ・ 鉱物鑑定士委員会で承認され、認定登録料 を納めた者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱物鑑定士 3級に登録されており、規定の認定申請書を提出した者。(鉱物鑑定士 2名の推薦が必要である) ・ 『地学研究』などに、鉱物に関する研究発表を1回以上行っている者。 ・ 500種以上の鉱物標本を所有している者、または管理している者。 ・ 鉱物鑑定士委員会で承認され、認定登録料 を納めた者。
<p style="text-align: center;">1 級</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">鉱物鑑定士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級を取得するにはまたは 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱物鑑定士 2級に登録されており、規定の認定申請書を提出した者。 ・ 鉱物鑑定士 2級として、(財)益富地学会館主催の「鉱物鑑定検定」や野外採集会などの指導実績がある者。(ポイント制で合計100点以上、各指導内容とポイント数は2級と同じ。) ・ 鉱物鑑定や指導内容のすべては、(財)益富地学会館を通じて行うこととする。 ・ 鉱物鑑定士委員会で承認され、認定登録料 を納めた者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱物鑑定士 2級に登録されており、規定の認定申請書を提出した者。(鉱物鑑定士 2名の推薦が必要である) ・ 『地学研究』などに、鉱物に関する研究発表を3回以上行っている者。 ・ 600種以上の鉱物標本を所有している者、または管理している者。 ・ 鉱物鑑定士委員会で承認され、認定登録料 を納めた者。

6. 鉱物鑑定検定料・鉱物鑑定士補の認定料・鉱物鑑定士の認定登録料（消費税を含む）

- ・ 鉱物鑑定検定料・鉱物鑑定士補の認定料・鉱物鑑定士の認定登録料は、以下の通りである。
- ・ (財)益富地学会館認定の鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定を希望するものは、下記の認定料や認定登録料を納める必要がある。
- ・ 認定の申請は、任意である。
- ・ 鉱物鑑定士補や鉱物鑑定士の認定を希望しなくても、「鉱物鑑定検定」は受験できる。
但し、「鉱物鑑定検定」に合格していても、認定申請を受理されなければ「鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補」は名乗れない。
- ・ 認定申請の期限は、検定合格から1年以内。
- ・ 認定の取り消しは、「鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補」を名乗り、(財)益富地学会館に不利益をもたらす場合は認定を取り消す場合がある。

鉱物鑑定検定料・鉱物鑑定士補の認定料・鉱物鑑定士の認定登録料（消費税を含む）

等級	鉱物鑑定検定料	鉱物鑑定士補 認定料	鉱物鑑定士 認定登録料	鉱物鑑定士 認定料登録料	鉱物鑑定士 認定料登録料
8	¥ 3,000	検定料に含まれる	-	-	-
7	¥ 3,000	¥ 3,000	-	-	-
6	¥ 3,000	¥ 3,000	-	-	-
5	¥ 5,000	¥ 5,000	-	-	-
4	¥ 5,000	¥ 5,000	-	-	-
3	¥ 10,000	-	¥ 20,000	-	¥ 100,000
2	-	-	-	¥ 20,000	¥ 150,000
1	-	-	-	¥ 30,000	¥ 200,000

7. 個人情報の取り扱いについて

(財)益富地学会館認定の鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定申請によって取得した個人情報は、認定証の送付や鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の当該認定目的の遂行に必要な範囲で使用する。

鉱物鑑定士・鑑定士補認定の業務に関して得た個人情報は、原則として公開しない。

但し、以下に該当する場合は本人の同意なく当該第三者に情報の提供をすることがある。

1. 法令に基づき、警察、裁判所等の国や地方の諸機関より、個人情報の開示が求められた場合
2. (財)益富地学会館の権利や財産を保護するために開示が必要な場合
3. その他、正当な事由がある場合

本認定の申請者は、上記の事項について同意しているものとみなす。

8. 鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定申請に関する問合せ

(財)益富地学会館内 「鉱物鑑定士委員会」事務局

〒602-8012 京都市上京区出水通烏丸西入 中出水町394

: 075-441-3280 Fax: 075-441-6897

<http://www.masutomi.or.jp> E-mail: info@masutomi.or.jp